

堺市基金活用指針

I 「堺市基金活用指針」策定の背景と目的

本市では、平成 28 年度以降、恒常的な収支不足により、基金残高（減債基金の満期一括償還分を除く）は減少傾向で推移していました。

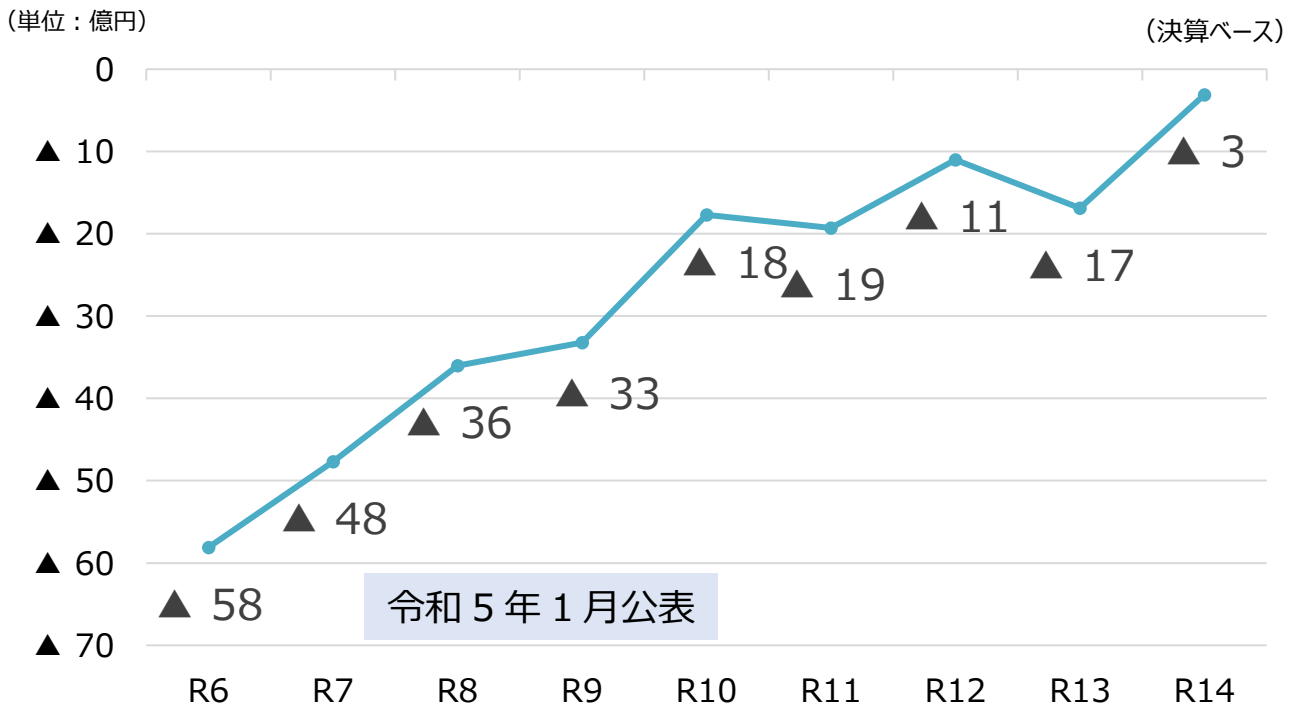
そのような状況下において、令和元年度以降、収支改善に向けて事業見直し等に取り組んだものの、近い将来に基金が底をつく見込みという非常に厳しい財政状況であったことから、令和 3 年 2 月に「堺市財政危機宣言」を発出しました。

令和 3 年度と 4 年度を集中改革期間と位置付け、「持続可能な財政運営に向けた取組」を取りまとめ、更には市税収入が想定よりも増加する見込みとなり、基金が枯渇し予算編成が困難となるような状況は回避できる見込みが立ったため、令和 5 年 1 月に「堺市財政危機宣言」を解除しました。

この「堺市基金活用指針」は、本市が再び財政危機に陥ることのないよう、持続可能な財政運営を行い、基金を効果的に活用するために策定するものです。

II 本市の財政状況

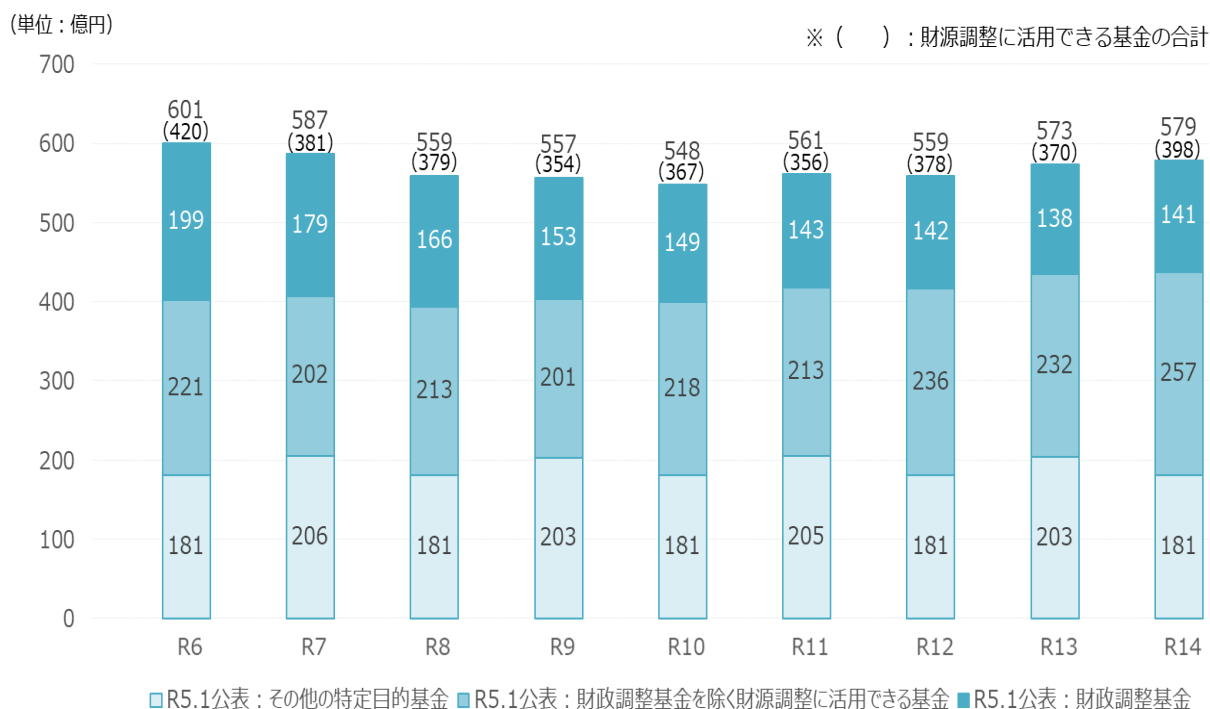
1 財政収支見通し



令和 5 年 1 月公表の財政収支見通しでは、収支不足は後年度に向けて改善傾向にあるものの、令和 14 年度までの推計期間のすべての年度において収支不足が見込まれる厳しい財政状況です。

収支不足が続けば、基金を取り崩しながら財政運営を行わなければならないため、財政の持続性を確保するためには収支のバランスを保つことが重要です。

2 基金残高の見通し



令和5年1月に公表した財政収支見通しでは、減債基金の満期一括償還分を除いた基金残高は500億円以上、財源調整に活用できる基金残高は350億円以上で推移すると見込んでいます。

Ⅲ 基金の役割

地方財政における基金とは、地方自治法において、「特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産」と定められています。

基金の主な活用目的は、以下のとおりです。

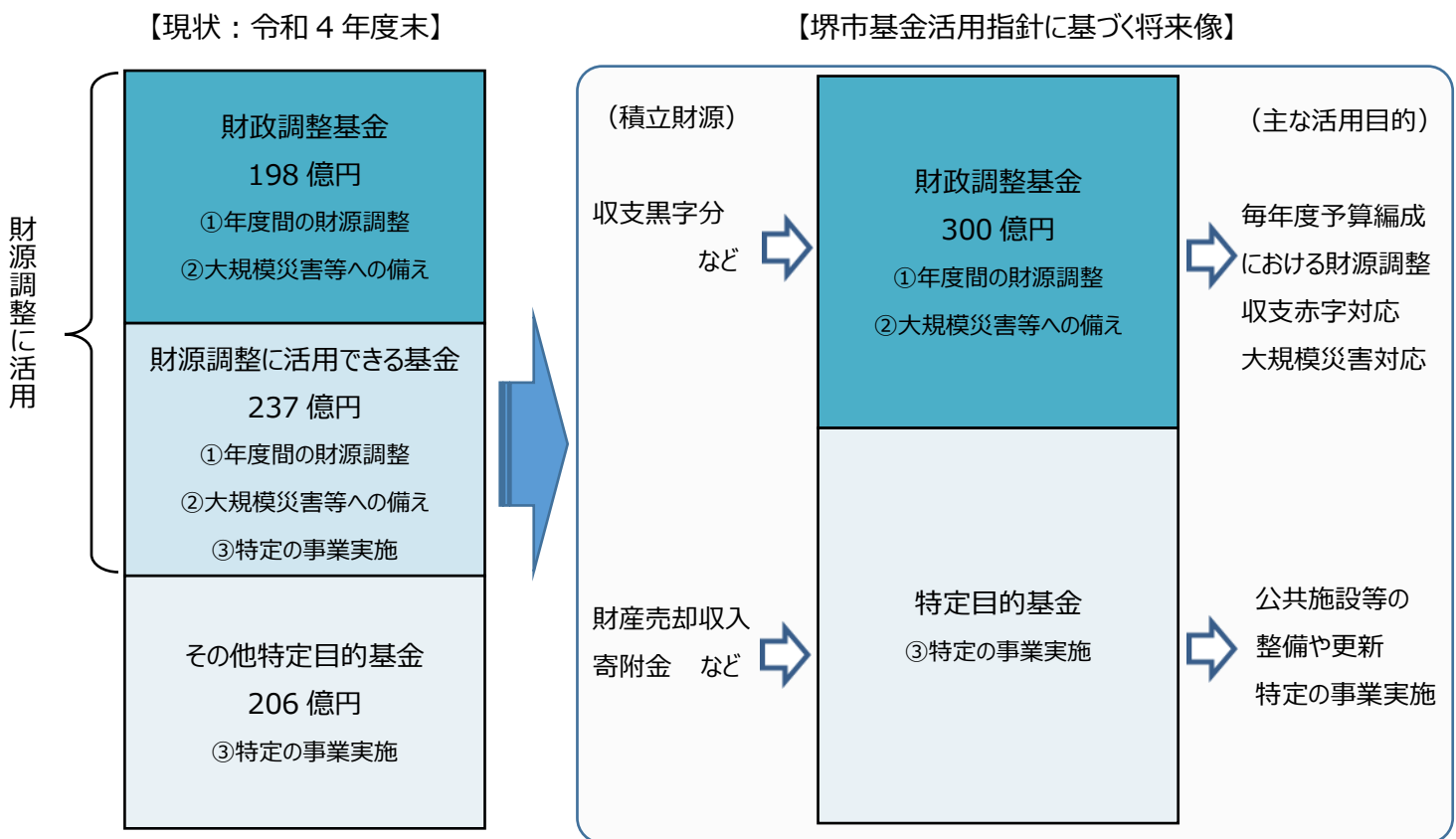
- ① 年度間の財源調整
- ② 経済事情の著しい変動や大規模災害等への備え
- ③ 特定の事業実施

各年度の黒字や赤字の年度間調整に加え、経済事情の著しい変動により財源が不足した場合や、今後想定される大規模災害、感染症流行等の不測の事態が発生した場合に備えることが、基金の重要な役割です。

また、インフラの整備や施設の大規模改修等の特定の目的のために計画的に活用することも必要です。

IV 基金活用の基本的な考え方

- 財源調整機能は、財政調整基金に集約し、300 億円程度を確保
 ⇒今後、基金は、財政調整基金と特定目的基金の2分類で整理
 (300 億円程度の根拠)
 - ①年度間の財源調整のため 200 億円程度 (2 か年分の予算編成に活用)
 - ②大規模災害等への備え 100 億円程度 (早期に対応するための備えとして確保)
- 特定目的基金は、その目的に応じた事業に活用
 例えば財産売却収入等を財源とする公共施設等特別整備基金は、今後の公共施設整備等に活用
- 将来にわたって経常的な歳出を伴う新たな事業は、基金に依存せず収支のバランスを考慮した上で実施



V まとめ

経済事情の著しい変動や大規模災害等の不測の事態に備えつつ、持続可能な財政運営を行うために、「堺市基金活用指針」に基づき、財源調整機能は財政調整基金へ集約し、300 億円程度の確保を基本とします。

特定目的基金はそれぞれの目的に応じた事業に活用し、そのうち財産売却収入を主な財源とする公共施設等特別整備基金については、インフラや公共施設等の整備、更新に活用します。

将来にわたって経常的な歳出を伴う新たな事業については、収支のバランスを考慮した上で実施し、基金に依存しない財政運営に取り組みます。